

いうこともなかなかたいへんだということ、三年にわたりまして補助金を交付しようということ、四十八年度におきましては第二回目の交付になるわけでございます。補正で第一回目があり、四十八年度が二百六十万円、四十九年度で清算というふうになるわけです。それと現在福生にございいます私立のほうの無認可関係の若葉保育園、加美平保育園につきまして昭和四十三年度から十年間で五十万円づつ五百万円を補助しようということ、昭和四十七年度でちょうど半分の二百五十万円の補助が終ったわけでございます。残りの二百五十万円でございますが、これにつきましてはやはり杉の子保育園と同じく金額によって相違はございますが、この場合二年で補助しようということ、残りの二百五十万円を四十八年度に交付いたしますと、**継**経営者と約束いたしました五百万円が完了されるわけでございます。これが五百十万円でございます。それから無認可保育園につきましてはいわゆる公私立格差是正ということで補助金を出しているものでございしますが、月額一施設五万円、今度杉の子が入りましたので四つの保育園になるわけです。この十二ヵ月分で二百四十万円ということでございます。



○衛生課長(斎藤多市君)

十番議員さんのご質問がありましてしたのでお答えいたします。

第一点の公害の委託料の関係でございますが、四十八年度には委託料として九十五万九千円を計上してございまして、来年度から定期的に毎月第三週中に水質検査をいたしまして都市下水路水質検査所に持つていくように現在計画してございます。一応都市下水路水質検査所の了解はとれておりますので、毎月一回づつ場所はハカ所予定してございまして、水質につきましては一検体五千四百円、その他鉛の関係が一検体三千円かかります。土壌の関係が五千円かかるわけですが、そのようなことで毎月定期的にやらせていただきますので一応九十五万九千円を計上してございします。

それからなお騒音測定につきましても四十八年度におきましてはレベルコーダーも二台になりましたので、一台を拜島ボウルとも了解がつきましたので常設いたしまして年間三百六十五日を通じて騒音測定をいたします。

次に塵芥処理場の委託料でございますが、現在昭島市の川鍋組に



業務を委託してございまして、四十七年度におきましては一台当たり三十一万九千二百円で契約してございしますが、四十八年度におきましては一台当たり四十五万八千五百円で契約をいたしたいと思っております。台数につきましては毎月六台かまりまして十二カ月分三千三百万円ということでございます。

それから第三点の業者をふやす問題につきましてもございしますが、当然業者一社というのは何かと支障があるわけでございまして、将来は二社あるいは三社にすべきだと思っておりますが、現段階ではハウスのごみを多摩河原の河川敷を不法占拠している人たちが処理しているわけですか、もしふやすとすれば当然その人たちの最優先にふやすという考えをもつてこの人たちと現在交渉を進めておりますが、昨年の十一月に（一）四十八年度にそういうことを検討しろということでご当人たちとも話し合ったわけですが結論を得ませんで、四十八年度中にそれらにつきましてもさらに検討して結論を得たいというふうに思っております。

○建設課長（古谷徳男君）

十番議員さんのご質問にお答えいたします。

一二ページから一七ページ、さらに中央幹線の関係の予算で

ございしますが、この予算は建設関係の予算でございますから建設委員会に付託になると思いますので、建設委員会をよく協議いたしまして最終日まで全議員さんに工事個所の図面は配る予定でございます。

○都市計画課長（浅見裕康君）

都市下水路の悪臭に対します対策を何か

考えているかというような質問でございますが、技術的に先ほど衛生課長から申し上げましたように水質検査所におきまして現況の分析を行ないながら悪質なものについては勧告等を行ないあるいは水質検査を行ないながら一応現段階における規制措置置いたしましてのこれはあくまで便法でございますけれども方法はとっております。ただ根本的にこれを何とかしようという考えになりますと、やはり現在計画されております流域下水

水道その他各種の公共下水道の普及というものがないと、現在の段階においては手法がないというふうに考えております。こういった悪臭が流れているということは事実でございますので、先ほど申し上げました検査なりあるいはその他行政指導等を行ないまして極力公害的なものが出ないように、いわゆる有害な重金属類の排出をしないように十分都市下水路組合の中でも常時議論されていることでもござい

て、いろいろな角度から規制しなから最少限の害にとどめる以外に現段階ではそれ以上の措置がとれないのではないかと思います。

多少の政治的な問題がからんでいると思いますので、できまうたら市長および助役のほうからでも答弁いただければと思います。

○十番（松山清君） いま課長のほうから市長にも答弁してもらいたいというのでしたか、市長はすでに理事者に入っているわけですか。

最後の問題についてはたーかにくさいとか汚れていとか聞くわけですか。都市下水路の問題は組合議会になっているわけですが、ちょうど福生が流末になっているので、もっと市長のほうから強く要望していただいたいと思うわけですが、市長はどのようにお考えか伺います。

○市長（石川常太郎君） 福生市住民にご迷惑がかかることではございますが、ら組合に申し込んでございませう。今後とも強く申し込んでまいります。

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○十三番（石川繁治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十二号については各常任委員

員会及び仮称市民体育館建設特別委員会に付託し審査せられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま石川繁治君から本案は別紙付託表のとおり各常任委員会及び仮称市民体育館建設特別委員会に付託し審査せられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案第四十二号は動議のとおり各常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 暫時休憩いたします。

午後六時三分 休憩

午後六時三十分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十四議案第四十三号昭和四十八年度福生市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉事務所長木村猛君登壇)

○福祉事務所長(木村猛君)　ご指名によりまして議案第四十三号昭和四十八年度福生市国民健康保険特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

まず国民健康保険につきましての概略を申し上げます。福生市の国民健康保険の被保険者数は四十八年二月末現在で一万三千八百人でございます。市の人口に対する割合は三三%で毎年わすかではございますが上昇しております。

それでは予算総則からご説明申し上げます。

第一条は歳入歳出を二億五千五百三十三万七千円とするもの、第二条は一千五百万円の一時借入金と定めただけでございます。四十年度は一千万円でございます。

第三条は流用の項目でございます。保険給付費に不足が生じ

た場合には、その款内をもって各項の間の流用ができるということでございます。

次に第一款の国民健康保険料からご説明申し上げます。保険料の料率は四十七年度と同率でございます。所得割については仮算定といいたしまして所得金額が確定した時点におきましてその差額を補正予算として提案申し上げます。予算額八千八百十二万三千円は、歳入総額の三四・五%を占め、一人当たり直りますと六千二百七十円となっております。その伸びは五%でございます。

第二款の国庫支出金は全体の五六%を占め、そのうち負担金の一千四百八十二万六千円はほとんどが医療機関に支払われる医療費で、これに対する負担金と、さらに残りが事務費となっております。それら補助金は助産婦や保険料減額分に対する補助金でございます。

第三款の都支出金一千三百三十五万六千円は事務費その他給付費に対する財政補助でございます。

第四款の繰入金の他会計繰入金五百万円は国や都の補助対象外

の経費に充ちたすもので、四十七年度より百万円増額させていた
ております。

第五款の繰越金は四十七年度からの五百万円を予定し、諸収入の
四十六万二千円を合せて二億五千五百三十三万七千円となるわけで
ございます。

次に歳出の総務費一千七百四万九千円のうち、総務管理費は従
事職員の人件費、需用費または国民健康保険運営協議会の
費用に充てられ一千三百九十七万二千円を計上してござい
ます。次に徴収費三百七十七万七千円は婦人会あるいは委託人に対する報償費
が主なものでございます。

第二款の保険給付費二億三千七百三十九万七千円は、疾病、
負傷などの保険事項に對し定率でとって給付する医療諸費二
億三千三百十九万二千円と、出生、死亡等の保険事項に對し定
額の給付をする助産費、葬祭費および育児諸費に分けられ、
この款が保険事業の中心をなしているものでございまして全体の
九三%を占めております。

第三款の保健施設費二十三万五千円は、契約保養施設を利用した
場合にその費用の一部を補助しようとするものでござい
ます。

第四款の公債費十二万円は一時借入金の子でござい
ます。第五款の諸支出金六万円は補助金の返還金等をこ
に計上いたしまして、予備費四十七万六千円で歳出合計二億五千五百三十三万七千円と
相なるものでございます。

以上はなほた簡単でござい
ますが、よろしく審議の上、
原案どおり
ご可決くださるようお願い
いたします。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○十三番（石川繁治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第四十三号につきま
しては厚生委員会に付託し審査直せられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま石川繁治君から本案は厚生委員会に付託し、審査せられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。よって議案第四十三号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十五議案第四十四号昭和四十八年度福生市公益質屋会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉事務所長 木村 猛君登壇）

○福祉事務所長（木村 猛君） ご指名によりまして議案第四十四号昭和四十八年度福生市公益質屋会計予算につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

その前に一応各市の公益質屋でございますが、現在十一市、十二店舗でございます。なお四十八年度で調布市の公益質屋が閉鎖

に決定したようでございます。なお現在、全店舗とも赤字経営というような状態に入っているようでございます。それでは福生市の関係につきましてご説明申し上げます。

四十八年度の歳入歳出それぞれ二百八十四万三千円と定めようとするものでございます。それでは二ページをらんいたしたいと思います。事業収入、二百十五万二千円でございますが、公益質屋は現在基金七百万円をもって運用しております。一たぬいましてその回転等も一応七百万円全部を回転するということは不可能でございますが、一応三回転とみまして利子入を二百十万円みたくてでございます。そのほか流質物の処分金といたしまして五万二千円、合計二百十五万二千円を事業収入とみたわけでございます。

次に繰入金六十万円でございしますが、これは一般会計からよりの繰入金でございます。

繰越金八万円は四十七年度の繰越金でございます。諸収入といたしまして一万一千円は利子、電話の使用料等でございます。いまして、歳入合計は二百八十四万三千円でございします。

歳出でございますが、総務費二百七十九万六千円。公益質屋の運営につきましては事業収入をもつてまかなうておるわけでございしますが、二百七十九万六千円のうち、人件費といつて九〇%にあたります。二百五十四万三千円が人件費でございまして、残りの二十五万三千円が公益質屋の運営に用する費用でございします。予備費といつて四万七千円で歳出合計二百八十四万三千円と定めようとするものでございします。

簡単でございますが説明を終わらせていただきますが、慎重ご審議の上、原案どおり決定くださるようお願いいたします。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○十三番（石川繁治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十四号については厚生委員会に付託し審査せられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま石川繁治君から、本案は

厚生委員会に付託し、審査せられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。よつて議案第四十四号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十六議案第四十五号昭和四十八年度福生市福

生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算と議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（都市計画課長浅見裕康君登壇）

○都市計画課長（浅見裕康君） ご指名をいただきまして昭和四十八年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算につきまして説明申し上げます。

本事業につきまして加美平の問題等かかえておりまして、昨日の全員協議会におきましてもよろしくとお話を申し上げたわけでござい
ますけれども、本年の当初予算におきまして四十八年度をもって区
画整理が完了するという事業予定年度になっておりまして、本予
算におきまして債務負担行為の補正をお願いしようとするものが含
まれております。それでは順を追ってご説明申し上げたいと思いま
す。まず第一条につきましては予算総額を規定しておりまして、総額
を二億百九十九万円と定めようとするものでございします。

第二条におきまして債務負担行為の変更を第二表によって行な
うという旨を規定してあるものでございします。

それでは歳入からご説明申し上げたいと思います。

第一款の分担金及び負担金におきまして一億五千万、加美平の保
留地処分を五千万円、多摩河原の保留地処分を一億円とそれぞれ
予定しております。

それから第二款の繰入金が加美平に二千万円、それから多摩河
原に三千万円の計五千万円を一般会計から繰入れるという予算で

ございします。

第三款の繰越金が百万円。

第四款の諸収入が雑入の中で武蔵野台の換地精算金十六件分八十
万円を予定しております。締めて歳入は二億百九十九万円と相なるわけで
ございします。

歳出につきましてご説明申し上げます。

第一款の総務費におきましては経常経費を主体に人件費等を組
んだわけでございしますが、中において十八番の備品購入費におきまして最
近の事務連絡用に、相当車の利用が心えるというような形もございま
して、ぜひともライトバン一台を購入したいということで六十万円を総務
費の中で計上させておいていただいております。

それから第二款の事業費におきまして一億九千三百五十六万九千四
百円、加美平地区において事業委託料の四千万円と補償関係の二千四
百五十万円を主体に六千五百七十九万六千円を計上させていただいており
ます。それから多摩河原地区においては、やはり公社への事業委託
料八千五百万円と補償関係の四千八十万円を主体に一億二千七百七十

七万三千円を多摩河原地区事業費として計上させていただいております。

第三款の諸支出金におきましては、武蔵台換地精算交付金二件分でございます。八十万円を計上しております。

第四款予備費において予備費百十三万六千円を計上し、締めて歳出は二億百九十九万円と相なるわけでございます。

第二表の債務負担行為におきましては、冒頭お願い申し上げたように、事業進捗度合が非常に予定より遅れまして、まず加美平につきましては補償交渉が非常にむずかしく、再三の期間延長でまことに申しわけない次第ですけれども、今回が最終年度にあたりますので、債務負担行為の補正といたしまして事業年度を二カ年延長して五十年まで一つ延長させていただきたいというご承認方を予算に計上したわけでございます。

それから多摩河原につきましては、整地あるは一般工事、その他のいわゆる事業量の増というのもありまして、権利者の積極的な協力をいただいておりますけれども、もう一年、せめても延長を

させていただきたいと、かようにご希望申し上げ、本予算案におきまして債務負担行為の補正をお願いしたわけでございます。

以上非常に詳しくはくでございます。ただけれども、議案第四十五号につきましてこの説明にあえさせていただけます。

よろしく慎重に審議の上、原案ご決定賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○十七番（関米吉君） どうとお尋ねします。

加美平の問題でございますけれども、これでたしか債務負担行為の延長は三回か四回になるんじゃないかと思いますが、いつまで伸ばしたら確実にこれができるのか。その見通しがあるのかどうか。昨今三月定例会第二日目における石川議員さんの質問を思い起こしながらお答えしたいと思います。

○都市計画課長（浅見裕康君） お答え申し上げます。

毎度、一生懸命やっておりますというお話を申し上げながら事実

相当遅延をしております。そういった意味で非常に申しわけない次第でありますけれども、四十七年度におきまゝでは加美平の場合、難関と目されているものは二・二・七号線の立体交差との関係の路線の敷地をあげることに、それから二・二・一号線の現在広がっておらない部分、その二カ所を重点的にやっていかなければならないということ。四十七年度におきまゝでは、おかげさまをもちまゝてようやく二・二・七号線の工事に取りかかれるという段階になっております。そんなわけで二・二・七号線につきまゝでは、現在裁判で係争中でございまして、その主たる方々がそこにお住みになっているというふうなことでございまして、非常に交渉に難関があるわけでございします。それで過日もある人の所へはお伺いしたんでございしますけれども、お話をいたしますと源点に立った考へ方に、いわゆる区画整理の区域決定の時点に戻った話として、やはり市も施行者として責任ある回答をもらいたいというようなことの一点ばりでございまして、事実私といたしましては、具体的に区域決定にいかのぼって解決のための手法を編み出すということは現実問題として不可能なわけでございします。そういったことをいまの時点

を踏まえて、今後の問題といたしまして、具体的に何とか条件的なものがございまして、お聞かせ願いたい、あるいはいままでの経過等において市で正すべきところは正すからそういう要望がございしますならば具体的に話してもらいたいというようなことを含めましてお話を申し上げたんでございしますけれども、結論的に申し上げますと、やはり区域決定の時点からすでにわれわれは反対だというようなことの一点ばりでございまして、それほど進展はみていない。何度か行つてもおそろく相当回数同じような話になると思ひますけれども、二・二・七号線もおかげさまをもちまゝて工事が施行できる段階になったというふうなことも考へ合はせて、四十八年度につきまゝでは二・二・一号線の沿道の関係者と十分協議を重ねまして、何らかの解決の手段を講じたいと考へ、かつお願いしているわけでございします。これについては担当委員会の委員さんからもいろいろ指摘、ご指導を賜わっているわけですから、多少の曙光が見え、ある程度の具体的手法というものができるまゝならば、また担当の委員会あるいは全員協議会等にご相談申し上げ、ご心痛をぬぐうという結果になると思ひ